

札幌バレーボール協会規約

第1章 総 則

- 第1条 (名称) 本協会は札幌バレーボール協会（略称S. V. A.）と称する。
- 第2条 (事務所) 本協会の事務所は札幌市に置く。
- 第3条 (目的) 本協会は、地区加盟登録団体を統轄するとともに、バレーボールの普及発展を図ることを目的とする。
- 第4条 (組織) 本協会は、地区加盟団体及びバレーボール愛好者をもって組織する。
2. 本協会の地区は札幌市及びその周辺を区域とする。
3. 本協会は、北海道バレーボール協会を通じて日本バレーボール協会に加盟する。
4. 2項に所属する中学校体育連盟バレーボール専門部、高等学校体育連盟バレーボール専門部、ママさんバレーボール連盟、道央クラブバレーボール連盟、ソフトバレーボール連盟及び小学生バレーボール連盟を友好協力団体とする。

第2章 事 業

- 第5条 本協会は、第3条の目的を達成する為に次の事業を行なう。
1 各種大会の主催、主管及び後援
2 各種講習会の開催
3 その他、目的達成に必要な事業

第3章 役 員

- 第6条 本協会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 若干名
理事長 1名
副理事長 若干名
常任理事 若干名
理事 若干名
監事 2名

2. 本協会に名誉会長、名誉顧問、顧問、参与を置くことができる。

- 第7条 会長、副会長、理事、監事は総会において選出する。

2. 役員の選出は推薦によって行なう。
3. 推薦は総会において選任された選考委員が行なう。
4. 選出された役員は会長がこれを委嘱する。

第8条 理事長、副理事長、常任理事は理事中より選出し、会長が委嘱する。
第9条 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与は理事会の議を経て会長が委嘱する。

2. 顧問・参与は会長の諮問機関とする。

第10条 会長は本協会を代表し、本協会の会務を統轄する。

第11条 副会長は会長事故ある時その職務を代行する。

第12条 理事長は本協会の全般的常務を執行する。

第13条 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時その職務を代行する。

第14条 常任理事は常務を分担し、処理執行する。

第15条 理事は重要事項を審議し、常務の一部を分担し処理執行する。

第16条 監事は本協会の会計を監査する。

第17条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は速やかに補充し、任期は前任者の残任期間とする。

3. 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまでその職務を行なう。

第4章 会議及び運営

第18条 本協会に次の会議を置く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会
- 4 専門部会及び委員会
- 5 その他会長が必要と認めた会議

第19条 本協会の諸会議は全て過半数の出席で成立し、議事の議決は出席者の過半数で決する。賛否同数のときは議長の決するところによる。

第20条 総会は各登録チームの代表者1名によって構成する。

2. 総会は毎年1回、会計年度終了後会長が召集する。

3. 臨時総会は次の場合に開催することができる。

- 1 会長が必要と認めた時
- 2 登録チーム数の3分の1以上の要求があった時
4. 総会の議長は出席した代表のうちから互選する。
5. 総会は本協会の最高決議機関であり、次の事項を審議決定する。
 - 1 規約の改廃
 - 2 役員の改選
 - 3 予算及び決算の承認
 - 4 事業計画及び実施の承認
 - 5 その他重要事項の決定

第21条 理事会は必要により会長がこれを召集する。

2. 理事会の議長は会長が当たる。

3. 理事会は次の事項を審議、決定する。

- 1 理事長、副理事長、常任理事の決定
- 2 総会に提出する議案
- 3 その他常務執行に関して理事会が必要と認める事項

第22条 常任理事会は必要により理事長が召集する。

2. 常任理事会は次の事項を審議、決定する。
 - 1 理事会に提出する議案
 - 2 専門部会、委員会の設置に関する事項及び役員の選考
 - 3 その他常務執行に関して常任理事会が必要と認める事項

第5章 事務局

第23条 本協会に事務局を設け、常任理事の中から事務局長を互選する。

2. 事務局には常任理事会の議を経て、庶務主事、会計主事を置く。
3. 事務局には常任理事会の議を経て、必要により、若干名の局員を置くことができる。

第6章 専門部会及び委員会

第24条 本協会は必要により専門部会及び委員会を置くことができる。

第7章 加盟登録

第25条 本協会に加盟するチーム及び個人は、所定の登録用紙に必要事項を記載し、登録料を添えて登録する。

2. 未登録のチーム及び個人は、各種大会に出場することができない。
3. 登録料は毎年総会で決定する。
4. 登録後その内容に変更が生じた時は、その都度速やかに本協会に届け出なければならない。

第8章 会計

第26条 本協会の経費は次の収入をもって当てる。

- 1 登録料
- 2 補助金
- 3 寄附金
- 4 事業収入
- 5 その他

第27条 本協会の会計年度は3月1日に始まり翌年の2月末日までとする。

第9章 改 正

第28条 本規約の改正は総会において3分の2以上の同意を得なければならない。

付 則

本規約は平成3年4月1日より施行する。

本規約は平成12年4月1日より施行する。

本規約は平成14年4月1日より施行する。

本規約は平成26年4月1日より施行する。

本規約は平成27年4月1日より施行する。